なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の二第三項	第四十四条の三（第四十四条の五）
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の二第四項	第四十四条の四（第四十四条の五）
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の二第五項	第四十四条の五
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の三	第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の四	、特定期間」
	特定期間に係る
	並びに特定期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の五	第百七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者
	被扶養配偶者みなし組合員期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の六	特定期間
	第百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用
なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第一号	第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう

適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	
改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定又は決定された者	
、改定又は」	
特定期間に係る	特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る
並びに改定又は	
改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定が行われた者	
改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（第百七条の四第一項に規定する旧地共済施行日前期間に係るものに限る。）	
特定期間	特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）
改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定	
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の地方公務員等共済組合法第三条の規定による改正後の一元化法第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法」という。）、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年一元化法）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法第三条の規定による改正後の一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正後の厚生年金保険法」という。）、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の国家公務員等共済組合法第三条の規定による改正後の一元化法第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（以下「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法」という。）附則第十六条第一項又は第四項の規定により読み替えられた規定（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年政令」という。）第十四条第一項の規定による読替え後のものとする	

なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第三号	なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項	
第二条の規定による改正後	新共済法第八十一条第七項	新共済法第八十一条第二項及び第八十二条第一項
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百一条の規定による改正前	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項
	同項	新共済法第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分並びに相当分」と、新共済法第八十一条第二項及び第八十二条第一項附則第十項又は第十四項の規定により加算される金額のうち当該部分に相当する金額を超えるときは当該超える部分の金額を加算した金額（以下「経過的加算額」という。）とする
	並びに第八十条の二第四項に規定する加算額	加算される金額
	、第八十条の二第四項に規定する加算額並びに平成二十四年一元化法附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法附則第十六条第一項又は第四項の規定により読み替えられた金額（以下「経過的加算額」という。）及び経過的加算額を除く。）とする	加算される金額並びに地方公務員等共済組合法附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額（以下「加算額」という。）とする